

時津町告示第91号

時津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定め、令和6年12月1日から適用する。

令和6年11月19日

時津町長 山上 広信

時津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、全ての人の人権が共に尊重される必要があり、人権課題の一つである性的少数者については、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、時津町パートナーシップ宣誓制度を設け、時津町におけるパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性的少数者の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と違和をもつ者をいう。
- (2) 性的指向 恋愛感情や性的な関心が異性、同性又は両性かを示す概念をいう。
- (3) 性自認 自らの性別に係る認識のことをいう。
- (4) パートナーシップ関係 一方又は双方が性的少数者である二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップ関係にある二人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方がともに成年であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が時津町に住所を有していること。
 - イ 一方が時津町に住所を有し、かつ、他の一方が時津町への転入を予定していること。

ウ 双方が時津町への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

(4) 宣誓をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、時津町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自書し、次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自書できないときは、宣誓をしようとする者の立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

(1) 住民票抄本

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 時津町に住所を有していない場合、時津町への転入を予定していることが確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) マイナンバーカード

(4) 在留カード

(5) その他官公庁が発行した免許証、許可証、資格証明書等で、その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(通称名の使用)

第5条 性別違和、外国人住民等の理由により、氏名以外の呼称を使用している者は、その呼称が国内において社会生活上通用しているものと認められる場合には、宣誓書においてその呼称を通称名として使用することができるものとする。この場合において、町長は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類の提出を求めるものとする。

(受領証の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、宣誓をした者がその要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)に収受印を表示した宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者は、当該受領証を紛失、毀損、若しくは汚損したとき又は氏名等の変更があったときは、町長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。この場合におい

て、受領証の毀損又は汚損に係る再交付にあつては、既に交付した受領証を、氏名等の変更に係る再交付にあつては、既に交付した受領証及び変更内容の分かる書類を当該申請書に添付しなければならない。

- 2 町長は、受領証の再交付を受けようとする者が、前項の規定による提出をするときは、第4条第2項各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。
- 4 第1項の規定により受領証の再交付を受けた者は、紛失した受領証を発見したときは、速やかに発見した受領証を町長に返還しなければならない。

(受領証の返還)

第8条 宣誓をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて町長に返還しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消された場合
 - (2) 一方が死亡した場合
 - (3) 第3条第2号又は第3号に掲げる要件に該当しなくなった場合
- (パートナーシップ宣誓の取消し)

第9条 町長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すものとする。

- 2 町長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消した場合は、第6条の規定により交付を受けた受領証の返還を求めるものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。